

令和6年10月2日

◆藤井深介委員

公明党藤井です。よろしくお願いします。

それでは最初に、脱炭素社会の実現に向けた市町村支援・連携の取組について聞いていきます。

県は、今年の3月に神奈川県温暖化対策計画を全面改定し、長期目標として2050年脱炭素社会の実現を掲げるとともに、中期目標として2030年度の県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する目標を掲げております。しかし、この実績が算出されている直近の2021年度の排出量を見ますと、2013年度比では18.6%の削減にとどまっております。中期目標の達成に向けて、取組をさらに加速させていく必要があると思えます。

地球温暖化対策計画の基本方針では、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で脱炭素に取り組むとしておりますけれども、県民や事業者の皆様の取組を後押しするためには、県だけではなく、市町村の役割も非常に大きいと考えております。そこで、脱炭素社会の実現に向けた市町村支援・連携の取組について何点か伺ってまいります。

初めに、脱炭素社会の実現に向けて市町村と連携して取り組んでいくためには、まずは市町村の課題を把握し、意見を聞くことが非常に重要と考えておりますが、市町村の課題等をどのように認識しているのか、まず最初に伺います。

◎脱炭素企画担当課長

市町村の課題や意見についてでございますけれども、令和4年度、5年度は、地球温暖化対策計画の改定作業を行っていた年でございますので、計画改定に関する意見照会等と併せてアンケート調査を実施しました。地球温暖化対策を進めていく上での課題や県に対する要望などについても、併せてアンケート調査を実施して回答を頂いたところでございます。今年度は、市町村と連携した取組をさらに強化するため、4月から5月にかけて全市町村を訪問しまして、地球温暖化対策を所管する課長等と直接対面で意見交換を行ってきたところでございます。

◆藤井深介委員

今の御答弁の中で、アンケート調査等によって市町村から示された課題や意見について具体的な内容を聞かれてきたと思うのですが、その具体的な内容を伺いたいと思えます。

◎脱炭素企画担当課長

主な課題や意見についてでございますけれども、例えば、人材やノウハウが不足しているといった課題ですとか、他の自治体でどのような取組を実施しているのか事例を共有してほしいといった意見、さらに、特に規模の小さな市町

村からは、単独の自治体では取組に限界があるので、ある程度広域で取組を進めることができないかといった意見を頂いたところでございます。

◆藤井深介委員

そういった課題や意見、これは対面で、全市町村に行かれてですけども、そういったことを踏まえて、県で今後どのように対応していくのか伺います。

◎脱炭素企画担当課長

まず、人材やノウハウの不足といった課題に対しましては、こうした課題によって区域内の温室効果ガス削減対策を示す地方公共団体実行計画区域施策編を策定することは難しいといった声が、一部の自治体からございました。そこで今年度、新たに計画を策定する予定の町が四つありましたので、この四つの町を対象に、地球環境戦略研究機関 I G E S にも御協力いただきまして、7月に相談会を開催いたしました。取組事例の共有ですとか、より広域な取組の推進といった意見に対しましては、エリアごとの市町村担当者会議をこの9月に開催しまして、各自治体の取組についての情報共有ですとか意見交換などを行ったところでございます。なお、この会議には環境省の職員にも出席をいただきまして、国の令和7年度当初予算概算要求の説明ですとか、全国各地の優良事例の紹介なども行っていただきました。

◆藤井深介委員

国のほうでは、意欲的に脱炭素化に取り組む市町村に対して、脱炭素先行地域の選定とか重点対策加速化事業の採択により支援を行っているというふうに承知しているのですけれども、これらの制度の概要と県内市町村の選定、採択状況について伺いたいと思います。

◎脱炭素企画担当課長

まず、脱炭素先行地域につきましては、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを実現するなど、先進的、モデル的な取組を行う地域を国が選定して支援するもので、神奈川県内では、横浜市、川崎市、小田原市の3市が選定されております。また、重点対策加速化事業につきましては、地域のニーズ、創意工夫を踏まえて全国各地で取り組むことが望ましい重点対策、これを複合的に組み合わせて加速的に実施する計画を国が採択して支援するものでありまして、県内では、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町の8市町が採択されております。

◆藤井深介委員

今後、本県として、脱炭素先行地域の選定だとか重点対策加速化事業の採択を受ける市町村を増やしていくような考えというのはありますか。

◎脱炭素企画担当課長

脱炭素に意欲的に取り組む市町村に対してバックアップしていくことは、県

の重要な役割というふうに認識しております。脱炭素先行地域については、既に全国で多くの地域が選定されておりますので、先進性や計画の熟度といったハードルがだんだん高くなっておりまして、県が把握している限り、県内で選定を目指す市町村というのはないのですけれども、重点対策加速化事業につきましては、来年度も複数の市町村が挑戦するという意向を聞いております。今年度採択された横須賀市に関しましては、県と市の連携した取組、これを計画に盛り込んで、環境省のヒアリングに県も同席して説明するなど支援を行いましたので、今後も、重点対策加速化事業に挑戦する市町村の支援を行うことで、採択を受ける市町村を増やしていきたいというふうに考えてございます。

◆藤井深介委員

県でしっかりと後押ししていただいているのですけれども、県内には選考地域とか重点対策加速化事業に採択されて先進的に取り組んでいる市町があるのですが、その一方で、規模が小さくてなかなか単独で取組を進めることが難しい市町村が実際存在するわけです。こうした規模の小さな市町村の支援を含めて、今後、脱炭素社会の実現に向けてどのように市町村支援、それから連携に取り組んでいくのかを最後に伺います。

◎脱炭素企画担当課長

脱炭素社会の実現に向けては、住民や事業者により近い関係にある市町村の取組が重要と考えておりますけれども、人員やノウハウの不足等により施策の実施が難しい市町村があることから、県では、今年度から、IGESなどの外部機関とも連携して対応する気候変動市町村支援・連携ネットワークを構築しまして、助言等を行っております。今後は、先ほど答弁しました地方公共団体実行計画区域施策編の策定支援を継続して実施するほか、まだ計画策定に未着手の町村もございますので、こうした町村を対象に環境省から講師を派遣いただいて11月に勉強会を開催する予定でございまして、こうしたことで規模の小さな市町村の取組のボトルアップを図っていきたいと考えております。

また、政策の効果を高めるため、県と市町村が連携して取り組むことも大変重要と考えておりますので、例えば、市民が集まって脱炭素に関する地域課題等について議論するワークショップですとか、今年度、新たに県が開催する脱炭素アクションフォーラムの機運醸成等に向けて、市町村と連携して取り組んでいきたいと考えております。

さらに、中小企業支援についても、県と市町村両方の補助メニューを御案内して、協力して事業者の方に働きかけを行うなど、県と市町村が一体になって取り組むことで、オール神奈川で脱炭素社会の実現を目指してまいります。

◆藤井深介委員

分かりました。

それでは、要望ですけれども、脱炭素社会の実現に向けて、県が温室効果ガス削減の中期目標を設定する2030年度まで、今年を含めてあと7年ということですので、刻々と時間が迫ってきています。今、課長が御答弁いた

きましたように、目標達成に向けて県と市町村が一体となって、いろいろなメニューというか、今御答弁いただきましたけれども、市町村の意見をさらに聞きながらしっかりと支援して、連携していただきたいことを要望しておきます。

次に、サーキュラーエコノミー、いわゆる循環経済の取組ですけれども、それを伺っていききたいと思います。

このサーキュラーエコノミー、いわゆる循環経済への移行は、気候変動など環境面の課題と合わせて、地方創生だとか質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった様々な社会課題の同時解決にもつながるものであり、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題だというふうに認識しております。

先日、本会議の一般質問の中でも循環経済についての質疑において、知事から事業者が取り組むメリットは大きいと考えている旨の御答弁がありました。一方で、循環経済への移行には、事業者が長期的な視点で取り組む必要があり、循環経済の効果や移行するメリットなどに対する認知度が広がるように取り組んでいくことが重要であると考えております。そこで、この循環経済の取組について何点か伺っていききたいと思います。

最初に、確認のために循環経済とはどういうものか伺いたいと思います。

◎資源循環推進課長

循環経済でございますが、国は、従来の3Rの取組に加えまして、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動である資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものとしてございます。具体的には、製造段階から製品の長寿命化や分解のしやすさ、こういったところを意識した設計にするほか、再生材を利用するなどして資源の最大限の活用を図り、廃棄物になるものをできる限り減らしていく、こういったものになります。

◆藤井深介委員

これまで県は、いわゆる3R、リユース、リデュース、リサイクルということで推進してきたのですが、この3Rと循環経済はどういうふうに異なっているのか聞かせてください。

◎資源循環推進課長

3Rでございますが、こちらは環境を守るために、事業者や消費者がごみを出すこと自体を減らしたり、また、製品を長く使ったり、資源を再生利用したり、そうした取組によりましてごみを減らしていこうというものでございますが、ただ、こちらはやはり、廃棄物、ごみ自体が出ることは前提となっておりまして、再利用とか再生利用した後に廃棄物が出るというところでございまして、一方、循環経済は、3Rの取組に加えまして、製品を生み出す段階から製品の長寿命化ですとか、リサイクルしやすい素材の活用を考えて設計を行う、また、既にある製品等も最大限活用して資源を無駄にしないこと、こういったことでサーキュラーエコノミーは、理念上は資源が元に戻る、廃棄物を出さな

い、そういったことを原点にしているというところでございます。

また、3Rは廃棄物、環境対策というところであるのに対して、循環経済は、先ほど委員の話にも少しありましたが、環境と成長の好循環、経済の好循環にもつなげる、そういった経済活動ともされているというところが違いということでございます。

◆藤井深介委員

先日の知事答弁の中で、循環経済の市場規模は大幅に拡大することが見込まれているというふうに答弁があったのですけれども、これは具体的にどのようなことを見込まれているのかお伺いいたします。

◎資源循環推進課長

国は、第5次循環型社会形成推進基本計画におきまして循環経済への移行を国家戦略と位置づけたことから、循環経済市場規模の大幅な拡大、循環経済市場へ投入される成長資金の拡大が期待されているというところでございます。経済産業省が令和5年3月に策定しました成長志向型の資源自律経済戦略によりますと、2020年には50兆円であった循環経済の市場規模は、2030年には80兆円、2050年には120兆円になると見込んでおります。

◆藤井深介委員

今御答弁いただいて、2050年には120兆ということなんですけれども、こういった効果だとかメリットが、事業者の皆さんにまだ十分浸透していないのではないかとこのように思っております。今後、県としてどのような方法で周知していくのかお聞きしたいと思います。

◎資源循環推進課長

県では、本年3月に改定しました神奈川県循環型社会づくり計画におきまして、循環経済に関する施策の一つとしまして、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において廃棄物の排出をできるだけ減らすよう働きかけるとしてございます。今後、こうした計画の施策の方向性も踏まえまして、製造業や販売業など様々な事業者を対象としましたワンウェイプラ削減オンラインフォーラム、こうしたフォーラムの場を積極的に活用いたしまして、事業者へ循環経済の考え方や効果、メリットなどを幅広く周知していきたいと考えております。

◆藤井深介委員

循環経済への移行を促進していくためには、今御答弁いただいた周知とあわせて、動脈産業と呼ばれる製造業者や販売業者などと、静脈産業と呼ばれるリサイクル業者などが連携して取組を進めることも重要と考えております。この点について、県はどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

◎資源循環推進課長

例えば、リサイクル産業などの静脈産業が再資源化の取組を効果的に進めるためには、やはり動脈産業側の再生材の需要など、こういったところが必要となっておりまいますので、循環経済への移行には、こうした事業者間の連携を促進していくことが不可欠だと考えてございます。県といたしましては、こうした循環経済につながる取組といたしまして、引き続き、先ほど答弁させていただきましたフォーラムなどの場を積極的に活用しまして、プラスチック資源循環に関する先進的な取組事例の紹介などを行っていきたくと考えております。今後も、より多くの先進的な取組事例を収集、また共有することで、事業者間の連携に一層努めていきたくと考えております。

◆藤井深介委員

分かりました。

それでは要望ですけれども、循環経済への移行は、環境保全と経済発展を両立させる点で大変重要だと思います。私は、今年第2回の当委員会で再資源化事業等高度化法について質疑をさせていただきました。その中で脱炭素化と資源循環の取組を一層推進していただきたいと要望させていただきましたが、この法律はまさに、循環経済への移行を促すものであると思っております。事業者間の連携を深め、循環経済への移行を促進するためには、動脈、それから静脈の連携が非常に重要であります。県自身も部局横断的に取り組んでいただいて、特に関係部局と連携しながら、まずは、循環経済の認知度が高まるように、さらなる普及に取り組んでいただきたいと思っておりますし、リーダーシップは環境農政局でぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、農業用の廃プラスチックについて伺いたいと思います。

最近農業現場に伺ったときに、生産者の方から、栽培後に不要となったビニールなどの処理に費用だとか労力が非常にかかるという切なる声を聞いてまいりまして、その対応というのは必要だなというふう実感しました。そこで、この農業生産に欠かせない農業用プラスチックについて、廃棄の現状と県の取組について何点か伺っていきたくというふうに思います。

初めに、使用済みの農業用廃プラスチックはどの程度排出されているのか、現状についてお聞かせください。

◎農業振興課長

農業では、ビニールハウスやビニールトンネルの被覆用フィルム、それから保温や泥跳ね防止、雑草対策として地面を覆うマルチ用フィルム、それから育苗用のプラスチックポットなど、その生産活動において多くのプラスチックが使用されております。それらの使用済みの農業用廃プラスチックの年間排出量は、全国で見ると、令和4年度は8万7,000トンとなっております。また、神奈川県における令和4年度の排出量は約900トンで、全国の約1%となっております。

◆藤井深介委員

それでは、使用済みの農業用廃プラスチックの処理は今、どのような方法で行われているのかお聞かせください。

◎農業振興課長

本県における使用済みの農業用廃プラスチックの処理につきましては、県内の各農協が中心となり、発生状況に応じて年に数回、農業者から回収を行い、専門業者に処理を委託しております。回収された使用済みの農業用廃プラスチックの多くは、再生処理されてございます。

◆藤井深介委員

使用済みの農業用廃プラスチックの排出削減や農業者の費用、労力の負担を減らしていくためには、農業の現場で使用されている農業用プラスチックを減らしていくことも非常に重要であると思うのですが、そのような栽培方法というのはあるのでしょうか。

◎農業振興課長

作物の栽培に当たっては、先ほども申しましたけれども、保温や泥跳ね防止、雑草対策として、これまでは、ポリエチレンなどのプラスチックを素材としたマルチ用フィルム、これを地面に被覆して使用してきましたが、これを土の中などの微生物により水と二酸化炭素に分解する生分解性プラスチックで作られたマルチ用フィルムに代えることで、廃プラスチックの排出を減らすことができます。また、環境保全型農業に取り組む農業者の中には、カボチャの栽培で、一緒に麦を栽培し、麦のほうが先に枯れることを利用しまして、敷わらとしてマルチ用フィルムの代わりに利用する技術、リビングマルチと申しますけれども、それを活用している事例もございます。

◆藤井深介委員

県では農業の研究の専門のところ、農業技術センターがあるのですが、そこでは農業用プラスチック使用削減に向けて何か取組をしているのでしょうか。

◎農業振興課長

農業技術センターでは、農業用廃プラスチックの排出削減につながる生分解性マルチ用フィルムの普及に向けた課題解決のための研究を行ってございます。例えば、里芋の栽培において一般のマルチ用フィルムでは、栽培途中に行う追肥や土寄せなどのために剥がして回収する必要がありましたが、生分解性マルチ用フィルムを使い回収の手間を省力化する栽培方法の開発を進めております。また、栽培途中で生分解性マルチ用フィルムが分解し破れてしまう課題を解決するため、耐久性の高い生分解性マルチ用フィルムと生分解性プラスチックを分解する酵素を組み合わせ、分解時期を栽培期間と合せることができる実証研究を行ってございます。

◆藤井深介委員

様々な研究をしていただいているということで、大変ありがたい話だというふうに思います。

今後、県ではどのように農業用廃プラスチックの排出削減を進めていくのか、最後に伺いたいと思います。

◎農業振興課長

県では、農業技術センターの普及指導員が生分解性のマルチ用フィルムを用いた新たな栽培方法について、生産現場に普及していきます。また、農業技術センターでは、新たに苗物や植木苗生産において生分解性のプラスチック製の苗の鉢を使う技術の開発を行うなど、引き続き生分解性資材を活用するための試験研究に取り組んでまいります。こうした取組を行うことで、農業分野での脱炭素につながる農業用廃プラスチックの排出削減を進めてまいります。

◆藤井深介委員

分かりました。

小さなと言ったら失礼になりますけれども、こういう積み重ねが非常に大事になってくるんだろうと思いますので、ぜひ引き続き農業技術センター、また県のほうでしっかり取り組んでいただきたいことを要望いたします。

次に、6次産業化の取組についてですけれども、本県農業の担い手の減少が続く中、将来の農業生産の維持・発展のためには、それぞれの経営体が工夫を凝らして実施する6次産業化の取組が重要であるというふうに考えております。県では、令和5年3月に6次産業化などを進めるための神奈川県農山漁村発イノベーション推進計画を改定したと承知しておりますけれども、現在の支援状況について幾つか確認をさせていただきたいと思います。

初めに確認の意味で、6次産業化とはどういうものでしょうか、また、6次産業化によってどういったメリットがあるのか伺いたいと思います。

◎農政課長

6次産業化とは、1次産業者である農林漁業者が、加工等の2次産業、流通・販売といった3次産業を一体化して自ら取り組むなどによりまして、生産した農林水産物の付加価値を高める取組を指します。農林漁業者のメリットとしましては、所得が向上するというところでございます。また、地域にとってのメリットとして、雇用が創出されることとか地域が活性化されるということがございます。

◆藤井深介委員

今の御答弁を受けて、県ではどのように6次産業化を希望する農林漁業者の皆さんの支援を行っているのでしょうか、伺います。

◎農政課長

県では、国の事業を活用して農山漁村発イノベーションサポートセンターを

設置し、6次産業化を目指す農林漁業者からの商品開発や販路拡大などに関する相談に対応しております。相談対応には、メールや電話で対応するケースと、新商品の開発やマーケティングなどの高度な相談に対して専門的な知識や技術を持つプランナーを派遣して伴走支援として行うケースがございます。このほか、商品開発や収益管理に関する講義や加工品づくりの実習などにより、6次産業化に取り組む人材育成を行う研修も実施しております。

◆藤井深介委員

それでは、これまでに6次産業化を支援した具体的な取組の事例を御紹介いただければというふうに思います。

◎農政課長

近年の例といたしましては、昨年度、厚木市のブルーベリー生産者から観光農園の経営強化の相談を受けまして、伴走支援によりまして、商品のコンセプトづくりやジャムの委託加工事業者を紹介するなどの支援を行いました。また、令和3年、4年度には、愛川町に牧場がある酪農家に対して、観光牧場で販売する新たなチーズの加工品の開発や販売所の整備について支援を行いました。さらに、令和元年度には、平塚市の酪農家に対しまして、生産した牛乳を使用したジェラートの開発を支援し、令和3年度に開業するという支援を行いました。

◆藤井深介委員

6次産業化を支援するサポートセンターについては、まだまだ認知度が低いのではないかという意見もあります。認知度向上に向けた取組は行っているのでしょうか。

◎農政課長

サポートセンターの周知につきましては、サポートセンター自体のホームページによる広報のほか、農協等の関係機関、県内市町村や農業技術センターなどの県機関への通知、あるいは県主催の担い手育成に関する会議等での周知を行ってまいりました。また、農業者と直接接する機会が多い農業技術センターの普及指導員が、現地指導員として直接、支援希望者に対して情報提供を行っています。さらに、今年度は、地域の指導的な農業者である農業経営士の会合での説明ですとか、農業者の目に留まりやすいようJAの広報紙にサポートセンターの解説を掲載していただくことなどによりまして周知を強化してまいります。

◆藤井深介委員

分かりました。

また、6次産業化の支援の取組として、生産や加工に比べて販路やマーケティング面が不足しているというのは一般的によく聞く声なんですけれども、その対策について何か講じていることはありますでしょうか。

◎農政課長

サポートセンターでは、年度当初に農林漁業者への支援を行うプランナーや支援対象者を決定する地域委員会を開催しておりますが、今年度から、マーケティングに関する知識が豊富な全国スーパーマーケット協会の方にも委員として依頼をいたしました。当該委員から審査の際に頂いた意見を参考にしながら、現在プランナーが支援対象者を支援しているところでございます。

◆藤井深介委員

先ほど来の事例にあるように、加工品販売所など施設整備が伴う6次産業化を行いたい場合ですけれども、こういった支援メニューがあるのかお聞かせください。

◎農政課長

国の補助金としましては、農山漁村発イノベーション整備事業があります。加工所や販売所、農家レストランなどを新たに整備するための費用等に対する支援が受けられることとなっております。また、県の事業としては、かながわ農業版MBA研修の修了生を対象としたトップ経営体育成事業などがございます。

◆藤井深介委員

それでは、国の補助金の支援を受けるためにはこういった要件があるのかということと、手続はサポートセンターで支援してもらえるものなのでしょうか。

◎農政課長

まず、国の農山漁村発イノベーション整備事業につきましては、法人や農業者の組織する団体が対象でございます。個人事業主は対象にならないということがございます。本事業の手続につきましては、まず前提として、商品開発から販売計画までを網羅した総合化事業計画というものを作成し、国の認定を受ける必要があります。この点につきまして、サポートセンターの伴走支援の対象者となりますと、総合化事業計画の作成についてもプランナーによる支援を受けることができます。その後、認定を受けた総合化事業計画に基づいて、施設の整備事業の実施計画、これが国に承認されると補助を受けることができるということになります。

◆藤井深介委員

分かりました。

農業の活性化というのは、基本的には何ととっても所得向上が一番だと思います。どの業界でもそうなんでしょうけれども、所得が向上して、おじいちゃん、お父さんの仕事ぶりを見ていたら、やはり子供さんもお孫さんも、いずれはこの仕事を継いでいきたいというふうな形になっていくんだろうと思います。

そういった意味で今、6次産業化の様々な取組を聞かせていただいたのですけれども、伴走型というのは非常に大事なんだろうと思います。その人にきち

っと合った、その状況を適宜適切にアドバイスでき、一緒に考えて、その中で所得の向上を目指し、そして雇用を生み、地域を活性化していくという、その考え方には間違いがないだろうというふうに思います。そういった方々をできるだけより多く、皆さんのほうで様々な形で御相談に乗っていただく体制をぜひつくっていただきたいと思いますし、そのためのPRなんだろうというふうに思いますので、ぜひ引き続き今の取組をさらに進めていただければと要望して終わります。